



労組周辺動向 No.81

2020年2月21日現在

1. 法・政策

(1) 政府の非正規賃上げ助成が低迷：適用数人でも予算は増額へ

非正規社員の基本給を引き上げた企業に政府が人数に応じて助成金を支給する事業を巡り、2019年度の適用が数人にとどまり、7,000人の想定を大幅に下回っていることが分かった。政府は利用が低迷しているにもかかわらず、2020年度予算案では事業費を前年度より2億円多い7億円とした。企業に賃上げを促す安倍政権の看板政策で、検証が不十分なまま、なし崩し的に増額されている。

政府は正規と非正規の不合理な所得格差をなくす「同一労働同一賃金」の取り組みを進めているが、企業の動きは鈍い。連合も非正規社員の賃金、待遇の改善に力を入れるが、助成金の後押し効果は限定的となりそう。

(2) 介護休暇が来年1月から1時間単位で取得可能に

暇と看護休暇について、1時間単位で取得できるよう制度を見直し、来年1月から実施する。介護や子育てをしながら働く人は増えており、両立しやすいよう使い勝手を良くする。

介護休暇は要介護の家族1人につき年5日、看護休暇は未就学児1人につき年5日が上限。現行では1日か半日単位とされている。来1月からは、時間単位で「始業時間から」か「終業時間まで」に連続して取得できるようになる。従来通り1日休むことも可能だ。

勤務時間の途中で職場を離れる「中抜け」は制度として設けなかった。

リーフレット「子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります」は以下（日本語）。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000582033.pdf>

「子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得に関するQ&A」（厚生労働省）は以下（日本語）。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000582061.pdf>

(3) 全国健康保険協会が2020年度保険料額表を公表

2020年3月分から

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150/r02/r2ryougakuhyou3gatukara/>

(4) 厚生労働省が「同一労働同一賃金」概要のリーフレットを作成

https://www.rosei.jp/lawdb/common/data/pamphlet/file/000106480_file1.pdf

(5) 新型コロナウイルスに関する Q&A (企業の方向け)・2020年2月21日時点版

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

2. 法違反・闘い

(1) 労働基準法違反疑いで労働基準監督署が井上信治議員事務所に立ち入り検査

自民党の井上信治衆議院議員の事務所が労働基準法違反の疑いで労働基準監督署の立ち入り検査を受けていたことがわかった。

井上議員の元秘書から、「入所時に労働契約書が示されておらず、深夜勤務や時間外労働に対する賃金の不払いがある」として申し立てがあったという。

(2) 大学病院勤務の医師の4人に1人が無給医一ネット調査結果

病院勤務の医師らでつくる全国医師ユニオンが、大学病院で診療をしている大学院生や専門医を目指している医師、歯科医師らを中心にネット調査をしたところ、4人に1人が給与を支給されていなかったことがわかった。全国医師ユニオンと日本労働弁護団は、適切に処遇するよう各病院に周知し、労働基準監督署による実態調査を求める要請書を厚生労働省に提出した。

給与について最も多かったのは、「契約書がなく給与もない」で19.5%。「契約書に給与なしと記載」の7.3%をあわせると、およそ4人に1人が無給だった。「数万円の援助金のみ」も19.5%。

(3) 残業代未払い7,000万円超 2016年12月以降で一埼玉県春日部市

埼玉県春日部市で2016年12月以降、職員292人に対する超過勤務(残業)手当を計7,085万円分支払っていなかったことが分かり、一部未払い分と遅延損害金の合計額6,673万円を2019年度3月補正予算案に計上する方針を明らかにした。

市は昨年11月、職員40人に超過勤務手当1,109万円を支払っていなかったと発表。さらに全庁的な調査で、重複する4人を含め256人の手当5,975万円が未払いだったことが新たに判明した。先に判明した分については既に支払いを済ませており、3月補正予算案には256人分を計上する。

(4) 日本郵便で「同一労働同一賃金」求め150人が提訴

日本郵便で働く非正社員ら約150人が、正社員との格差是正を求める訴訟を全国6地裁で起こした。ボーナスや手当、休暇の格差が、正社員と非正社員との間に不合理な格差をもうけることを禁じた労働契約法に違反すると主張している。

今年4月には「同一労働同一賃金」に関連する法律や指針(ガイドライン)が施行されるが、各企業がどう対応するかは労使交渉や司法判断に委ねられている部分が多い。異例の規模の訴訟を起こすことで会社側に是正を求めるという。

原告側によると、格差是正を求めているのボーナスのほか住居手当、年末年始勤務手当、祝日手当、扶養手当など。労働契約が無期か有期かで不合理な格差をもうけてはいけないとする労働契約法20条に違反するとして、損害賠償を請求している。

日本郵便を被告とする同じような訴訟はこれまでもあるが、東京・大阪・福岡の各高裁ではボーナスの格差が不合理とはされず、判断が分かれている部分もある。このため、現在は最高裁に移っている。

労働契約法20は民主党政権下で制定され、2013年に施行された。安倍政権が掲げる「同一労働同一賃金」で改正が決まり、今年4月に施行されるパート・有期労働法に統合される。同時に、どのような場合が問題になり、問題にならないかを示した指針も発効する。

3. 情勢・統計

(1) スイス、性的少数者差別を禁止—改正法めぐり国民投票で賛成多数

スイスで性的少数者差別を禁止する改正法をめぐって国民投票が行われ、賛成が63%となった。大都市のジュネーブで賛成が76%に上ったが、一部地方では反対の方が多かった。

改正を推進した国会議員は公共放送RTS1に「歴史的な日だ」と歓迎した。反対派の政治家からは「同性婚に道を開く」「われわれはキリスト教の価値観を守る」と慎重論が出ていた。

改正法は、民族や宗教に基づく差別を禁止する既存の法律の対象に性的指向を含めるもの。2018年に議会で可決されたが、反対派が言論の自由の制約につながると懸念したため、国民投票で賛否が問われた。

(2) 一律ベア要求廃止し人事評価で格差容認へ—三菱UFJ銀労組

三菱UFJ銀行の労働組合が2020年春闘で、給与水準を底上げするベースアップをめぐり、全員一律の幅で要求する従来方式をやめる方針を固めたことが分かった。経営側の提案を踏まえ、全行員の給与と賞与を合わせた「総報酬」を要求。このうち給与は人事評価次第で上げ幅に差をつけることを容認する。

トヨタ自動車の労組も、今春闘でベアの配分について差を広げることを認めている。金融と自動車のトップ企業が評価に基づく賃上げを進めることで、同様の動きが産業界に広がる可能性がある。

三菱UFJ銀の経営側は昨春闘の回答時、今後の春闘では総報酬について交渉し、給与の上げ幅に格差を設けることを労組に提案した。評価が高い行員はベアの上げ幅が大きくなり、低い行員は小さくなる。1年近く労使で協議してきた結果、近く正式合意できる見通しにな

ったという。

(3) トヨタ労組が春闘集会を中止の方向： “対決より議論を”

トヨタ自動車の労働組合は、春闘の山場を迎える3月上旬に行う集会を取りやめる方向で調整を進めている。春闘での議論が多様化し、自動車産業を取り巻く環境も厳しさを増す中、「労使間の対決姿勢を鮮明にするのではなく、議論を深めることが重要だ」と判断したものとみられる。

トヨタ自動車の労働組合は例年、春闘の交渉が山場を迎える3月上旬に賃上げの要求を勝ち取る決意を経営側に示すため大規模な集会を開いてるが、今年の集会を取りやめる方向で調整を進めている。

春闘で、賃上げの水準だけでなく、働き方や人事評価のしかたなど議論の対象が幅広くなっていることに加え、自動車産業を取り巻く環境も厳しさを増していることから、組合としては、経営側との対決姿勢を鮮明にするのではなく、労使間で議論を深めることが重要だと判断したものとみられる。

トヨタ労組では、来年以降も集会を開催しない方向で検討を進める方針。